

令和6年9月20日14時00分
近畿地方整備局

有資格業者の指名停止措置について

近畿地方整備局は、有資格業者に対し、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」に基づく指名停止措置を行いました。

1. 指名停止業者及び措置の内容

久富電設株式会社

期間: 令和6年9月20日から令和7年1月19日まで(4ヵ月)

範囲: 近畿地方整備局管内

2. 指名停止措置の理由

久富電設株式会社の代表取締役(当時)が贈賄罪及び公契約関係競売入札妨害罪の容疑で起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第4号イ(贈賄)に該当するため。

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先> 国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL 06-6941-8461

契約課長 おおぎり 大桐 あつひこ 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 はやかわ 早川 たかし 健 (内線 2512)

令和6年9月20日

近畿地方整備局

久富電設株式会社に対する指名停止措置について

1. 案件の概要

久富電設株式会社の代表取締役(当時)が岐阜県揖斐郡池田町発注工事について贈賄罪及び公契約関係競売入札妨害罪の容疑で令和6年7月22日に起訴された。

2. 指名停止措置理由

久富電設株式会社の代表取締役(当時)が、岐阜県揖斐郡池田町発注工事について贈賄罪及び公契約関係競売入札妨害罪の容疑で令和6年7月22日に起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止の措置要領」別表第2第4号イ(贈賄)に該当するため。
従って、本件については、指名停止4ヵ月を適用する。

3. 指名停止措置の内容

指名停止業者：久富電設株式会社

岐阜県大垣市小野1丁目22番地1

代表取締役 久富 里美

指名停止措置の範囲：近畿地方整備局管内

指名停止期間：令和6年9月20日から令和7年1月19日まで(4ヵ月)

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(贈賄)

4 次のイ又はロに掲げる者が当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

イ 代表役員等

ロ 一般役員等